

9月22日（金曜日）

第6日目

平成18年 9 月22日（金曜日）

議事日程第 6 号

平成18年 9 月22日（金曜日）

開 議 午後 1 時

第 1 委員長報告

- (1) 建設水道常任委員会
- (2) 教育産業常任委員会
- (3) 厚生常任委員会
- (4) 総務財政常任委員会

第 2 報告事件の審議

質 疑
討 論
採 決

第 3 決算の上程（認定第 1 号～同第 4 号）

説 明
質 疑

第 4 決算特別委員会の設置と委員の選任について（選第 1 号）

第 5 意見書案の上程

説 明
質 疑
討 論
採 決

第 6 閉会中審査事件の付託

閉 会

本日の会議に付した事件

日程第 1 委員長報告

日程第 2 報告事件の審議

1. 議案第 93 号 大館市犯罪被害者等基本条例案
2. 議案第 94 号 大館市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例案
3. 議案第 95 号 大館市デイサービスセンターに関する条例の一部を改正する条例案
4. 議案第 96 号 大館市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例案

5. 議案第 97 号 大館市公民館使用条例の一部を改正する条例案
6. 議案第 98 号 大館市国民保護協議会条例案
7. 議案第 99 号 大館市国民保護対策本部及び大館市緊急対処事態対策本部条例案
8. 議案第100号 大館市消防団設置条例等の一部を改正する条例案
9. 議案第101号 大館市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
10. 議案第102号 和解及び損害賠償について（市立総合病院）
11. 議案第103号 旧慣使用権の廃止について（沼館字稲荷下地内）
12. 議案第104号 旧慣使用権の廃止について（根下戸町地内ほか）
13. 議案第105号 市道路線の廃止について（獅子ヶ森3区2号線ほか1路線）
14. 議案第106号 市道路線の認定について（根下戸1号線ほか3路線）
15. 議案第107号 平成18年度大館市一般会計補正予算（第2号）案
16. 議案第108号 平成18年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
17. 議案第109号 平成18年度大館市老人保健特別会計補正予算（第2号）案
18. 議案第110号 平成18年度大館市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
19. 議案第111号 平成18年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）案
20. 議案第112号 平成18年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）案
21. 議案第113号 平成18年度大館市温泉開発特別会計補正予算（第1号）案
22. 議案第114号 平成18年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第2号）案
23. 議案第115号 平成18年度大館市財産区特別会計補正予算（第2号）案
24. 議案第116号 平成18年度大館市水道事業会計補正予算（第2号）案
25. 議案第117号 平成18年度大館市下水道事業会計補正予算（第1号）案
26. 議案第118号 平成18年度大館市病院事業会計補正予算（第1号）案
27. 議案第119号 大館市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
28. 請願第 15 号 大館市軽井沢地区内の急傾斜地の改良について
29. 請願第 16 号 国民生活金融公庫大館支店の存立確保を求める意見書の提出要請について
30. 陳情第 14 号 年金の改悪を中止し、安心できる年金制度の確立を求める意見書の提出要請について
31. 陳情第 62 号 介護保険の改善について
32. 陳情第 63 号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書の提出要請について
33. 陳情第 64 号 社会保障制度の充実と最低保障年金制度創設を求める意見書の提出要請について

- 34. 陳情第 74 号 市道の認定について（大森上岱地内）
- 35. 陳情第 75 号 武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対することについて
- 36. 陳情第 84 号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書の提出要請について

日程第 3 決算の上程

- 1. 認定第 1 号 平成17年度大館市水道事業会計決算の認定について
- 2. 認定第 2 号 平成17年度大館市工業用水道事業会計決算の認定について
- 3. 認定第 3 号 平成17年度大館市下水道事業会計決算の認定について
- 4. 認定第 4 号 平成17年度大館市病院事業会計決算の認定について

日程第 4 決算特別委員会の設置と委員の選任について

日程第 5 意見書案の上程

- 1. 意見書案第 9 号 国民生活金融公庫大館支店の存立確保を求める意見書の提出について
- 2. 意見書案第10号 年金の改悪を中止し、安心できる年金制度の確立を求める意見書の提出について
- 3. 意見書案第11号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書の提出について
- 4. 意見書案第12号 社会保障制度の充実と最低保障年金制度創設を求める意見書の提出について
- 5. 意見書案第13号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書の提出について

日程第 6 閉会中審査事件の付託

出席議員（62名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 小 畑 淳 君 | 2 番 | 佐 藤 久 勝 君 |
| 3 番 | 佐 藤 一 秀 君 | 4 番 | 仲 沢 誠 也 君 |
| 5 番 | 虻 川 久 崇 君 | 6 番 | 石 田 雅 男 君 |
| 7 番 | 藤 原 美佐保 君 | 8 番 | 山 内 俊 和 君 |
| 9 番 | 花 岡 有 一 君 | 10番 | 伊 藤 毅 君 |
| 11番 | 畠 沢 一 郎 君 | 12番 | 中 村 弘 美 君 |
| 13番 | 成 田 武 君 | 14番 | 桜 庭 成 久 君 |
| 15番 | 藤 田 勇 悦 君 | 16番 | 斎 藤 一 君 |
| 17番 | 武 田 一 俊 君 | 18番 | 花 田 タマ子 君 |
| 19番 | 佐 藤 弘 康 君 | 20番 | 阿 部 清 悦 君 |
| 21番 | 八木橋 雅 孝 君 | 22番 | 千 葉 倉 男 君 |

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 23番 | 田中耕太郎君 | 24番 | 大坂谷征志君 |
| 25番 | 吉原正君 | 26番 | 明石宏康君 |
| 27番 | 田村秀雄君 | 28番 | 安部貞榮君 |
| 29番 | 岸義定君 | 30番 | 山脇精悦君 |
| 31番 | 菅原金雄君 | 32番 | 殿村直也君 |
| 33番 | 山口富治君 | 34番 | 渡辺久憲君 |
| 35番 | 武田晋君 | 36番 | 畠山秀義君 |
| 37番 | 藤原明君 | 38番 | 菅大輔君 |
| 39番 | 佐藤健一君 | 40番 | 浅利二雄君 |
| 41番 | 田村齊君 | 42番 | 小林平満君 |
| 43番 | 佐藤照雄君 | 44番 | 三浦義昭君 |
| 45番 | 松田精樹君 | 46番 | 荒川邦隆君 |
| 48番 | 岩澤鉄美君 | 49番 | 立石由紀君 |
| 50番 | 笹島愛子君 | 51番 | 松橋日郎君 |
| 52番 | 岩谷政美君 | 53番 | 武田慶一君 |
| 54番 | 相馬エミ子君 | 55番 | 高橋松治君 |
| 56番 | 後藤武之丞君 | 57番 | 本間一二三君 |
| 58番 | 菊地隆二郎君 | 59番 | 武田彰允君 |
| 60番 | 岩渕吉三郎君 | 61番 | 田村儀光君 |
| 62番 | 佐々木公司君 | 63番 | 斉藤則幸君 |

欠席議員（1名）

47番 羽澤一君

説明のため出席した者

| | | |
|--------|---|-------|
| 市 | 長 | 小畑元君 |
| 助 | 役 | 佐藤忠信君 |
| 収入 | 役 | 長岐利堅君 |
| 企画部 | 長 | 田中良男君 |
| 財政課 | 長 | 木村勝広君 |
| 総務部 | 長 | 渡辺一男君 |
| 総務課 | 長 | 斎藤誠君 |
| 総務課長補佐 | 佐 | 佐々木稔君 |
| 市民部 | 長 | 本多和幸君 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 産 業 部 長 | 黒 田 信 行 君 |
| 建 設 部 長 | 鳴 海 敏 雄 君 |
| 比 内 総 合 支 所 長 | 仲 谷 正 一 君 |
| 田 代 総 合 支 所 長 | 五 十 嵐 強 君 |
| 教 育 長 | 仲 澤 鋭 藏 君 |
| 教 育 次 長 | 海 沼 俊 行 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 渡 部 孝 夫 君 |
| 農業委員会事務局長 | 大 高 健 一 君 |
| 監 査 委 員 | 浅 野 允 君 |
| 監 査 委 員 | 荒 川 邦 隆 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 岩 沢 慶 治 君 |
| 上 下 水 道 部 長 | 中 山 吉 行 君 |
| 市立総合病院事務局長 | 芳 賀 利 夫 君 |
| 消 防 長 | 鳴 海 義 衛 君 |

事務局職員出席者

| | |
|---------|-------------|
| 事 務 局 長 | 長 谷 部 明 夫 君 |
| 次 長 | 阿 部 徹 君 |
| 係 長 | 小 玉 均 君 |
| 主 査 | 畠 沢 昌 人 君 |
| 主 査 | 小 笠 原 紀 仁 君 |
| 主 任 主 事 | 金 一 智 君 |

午後 1 時 00 分 開 議

○議長（伊藤 毅君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第 6 号をもって進めます。

日程第 1 委員長報告

○議長（伊藤 毅君） 日程第 1、委員長報告を行います。

付託事件について、各委員会の審査並びに調査の経過と結果の報告を求めます。

最初に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長 石田雅男君 登壇〕

○6 番（建設水道常任委員長 石田雅男君） 建設水道常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案 1 件、単行案 2 件、予算案 4 件、請願 1 件の計 8 件であります。これらの事件について、去る 9 月 12 日、13 日、19 日の 3 日間にわたり、現地調査を含め審査をいたしました結果、次のとおり決定をいたしましたので、以下順を追って御報告を申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第 101 号は、県の米代川流域下水道事業との整合性を図るため、大館市公共下水道事業計画を変更したことに伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可とすべきものと決定をした次第であります。

次に、単行案であります。議案第 105 号は、獅子ヶ森地内における市道の廃止、また同第 106 号は根下戸地内・獅子ヶ森地内及び狐台地内における市道の認定であります。原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続きまして、予算案であります。議案第 107 号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。その主な内容は、18 年豪雪を教訓とした除雪費の計上などであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、同第 114 号は都市計画事業、同第 116 号は水道事業、同第 117 号は下水道事業のそれぞれの補正予算であり、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

最後に、請願・陳情についてであります。今回付託されました請願第 15 号 大館市軽井沢地区内の急傾斜地の改良についてであります。隣接住宅の安全及び近隣にある医療・福祉施設への交通路の安全確保の必要性等により、採択すべきものと決定した次第であります。また、閉会中審査を付託されておりました請願 1 件及び陳情 2 件についてであります。陳情第 74 号につきましては、採択すべきものと決定。残る請願 1 件、陳情 1 件は、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上が、建設水道常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。(降壇)

○議長(伊藤 毅君) 次に、教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔教育産業常任委員長 佐藤一秀君 登壇〕

○3番(教育産業常任委員長 佐藤一秀君) 教育産業常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案1件、予算案3件、請願1件の計5件であります。これらの事件について、去る9月12日、13日、19日の3日間にわたり、現地調査を含めて審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第97号につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、予算案についてであります。まず、議案第107号のうち、本委員会に付託されました部分についてであります。一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第112号及び同第113号につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続きまして、請願についてであります。本定例会において付託されました請願第16号につきましては、採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、閉会中審査を付託されておりました請願1件、陳情5件についてであります。請願第10号、陳情第2号につきましては、再度閉会中の継続審査と決定し、陳情第5号、同第28号、同第34号及び同第45号の以上4件につきましては、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

なお、採択すべきものと決定いたしました請願第16号に関連しまして、「国民生活金融公庫大館支店の存立確保を求める意見書(案)」を、本委員会所属議員全員の発議により提出しておりますので、後ほど議題となりました際にはよろしくお願い申し上げます。

以上が、教育産業常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(伊藤 毅君) 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

〔厚生常任委員長 武田一俊君 登壇〕

○17番(厚生常任委員長 武田一俊君) 厚生常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本定例会において、本委員会に付託されました事件は、条例案5件、単行案1件、予算案6

件、陳情1件の計13件であります。これらの事件について、去る9月12日、13日、20日の3日間にわたり、審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第93号及び同第94号の以上2件につきましては、犯罪被害者等基本法の施行に伴い、本市においても犯罪被害者等の支援について、所要の措置を講じようとするものであり、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第95号、同第96号及び同第119号の以上3件につきましても、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてであります。議案第102号につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、予算案についてであります。まず、議案第107号のうち本委員会に付託された部分及び議案第109号の以上2件についてであります。一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第108号、同第110号、同第111号及び同第118号の以上4件につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情についてであります。本定例会において付託されました陳情第83号につきましては、閉会中の継続審査と決定した次第であります。

最後に、閉会中審査を付託されておりました陳情5件についてであります。陳情第77号につきましては、陳情者から取り下げたい旨の申し出があり、これを了承し、陳情第14号、同第62号、同第63号及び同第64号の以上4件につきましては、いずれも採択すべきものと決定した次第であります。

なお、採択すべきものと決定した陳情第14号に関連いたしまして、「年金の改悪を中止し、安心できる年金制度の確立を求める意見書(案)」を、同第63号に関連いたしましては、「患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書(案)」を、また、同第64号に関連いたしまして、「社会保障制度の充実と最低保障年金制度創設を求める意見書(案)」をいずれも本委員会所属議員全員の発議により提出しておりますので、後ほど議題となりました際にはよろしくお願いを申し上げます。

以上が、厚生常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。(降壇)

○議長(伊藤 毅君) 次に、総務財政常任委員長の報告を求めます。

〔総務財政常任委員長 虻川久崇君 登壇〕

○5番(総務財政常任委員長 虻川久崇君) 総務財政常任委員会に付託されました事件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。本定例会において、本委員会に付託され

ました事件は、条例案3件、単行案2件、予算案2件、陳情1件の計8件であります。これらの事件について、去る9月12日、13日及び20日の3日間にわたり、現地調査を含めまして審査いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、以下順を追って御報告申し上げます。

最初に、条例案についてであります。議案第98号、同第99号の以上2件についてであります。一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第100号につきましては、原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、単行案についてであります。議案第103号、同第104号の以上2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

続いて、予算案についてであります。議案第107号のうち本委員会に付託されました部分についてであります。一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。また、議案第115号につきましては原案のとおり可とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情についてであります。本定例会で付託されました陳情第84号につきましては、採択すべきものと決定した次第であります。また、閉会中審査を付託されておりました請願1件、陳情2件についてであります。陳情第75号につきましては、一部意見の一致を見ることができず、採決の結果、不採択とすべきものと決定し、残る請願1件、陳情1件につきましては、いずれも再度閉会中の継続審査とすべきものと決定した次第であります。

なお、採択すべきものと決定した陳情第84号に関連いたしまして、「集配局の廃止再編計画に反対する意見書(案)」を本委員会所属議員全員の発議で提出しておりますので、後ほど議題となりました際にはよろしくお願い申し上げます。

以上が、総務財政常任委員会に付託されました事件についての報告であります。よろしく御審議の上、多数の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(伊藤 毅君) 以上で、各委員長の報告を終わります。

日程第2 報告事件の審議

○議長(伊藤 毅君) 日程第2、報告事件の審議を行います。

審議は、お手元に配付してあります審議順序表により、順次議題といたします。

○議長(伊藤 毅君) 最初に、議案第93号から同第97号まで、同第100号、同第101号及び同第119号の、以上8件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上8件を一括して採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本8件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上8件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第98号及び同第99号の、以上2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。50番、笹島愛子君。

〔50番 笹島愛子君 登壇〕

○50番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。議案第98号 国民保護協議会条例案と議案第99号 国民保護対策本部及び大館市緊急対処事態対策本部条例案に反対の討論を行います。一般質問で立石議員が国民保護法とはどのようなものなのかかなり詳しく述べておられますので、私は簡略に反対の理由を述べます。国民保護法は単独の法律ではなく、有事法制である7件の法案と3件の協定・条約とともに、2004年6月に強行成立されたものですが、この7本の法律名を見ただけでも本当に恐ろしくなります。まず、武力攻撃事態法・米軍支援法・外国軍用品等海上輸送規制法・自衛隊法改正、そして、国際人道法違反処罰法・捕虜取扱法、そして、この国民保護法です。これらは他国から武力攻撃があったときに発動されることになっていますが、しかし、武力攻撃がなくても、その予測されるとき、またおそれのあるときにも私たちの市や町が戦場になることを想定し武力攻撃事態として発動されるので、拡大解釈の危険もはらんでいることが大問題なのです。この予測とかおそれ、これを口実にアメリカが戦争を仕掛けたのがイラク戦争です。これについては、アメリカ上院情報特別委員会が、この9月の8日に、イラク戦争をめぐるブッシュ政権の秘密情報活動に関する報告書を公表しましたが、これで旧フセイン政権が大量破壊兵器は保有していなかったことが明らかになりました。この記事は一般紙でも大きく取り上げていましたが、つまりは大量破壊兵器を持っているものと予測し、それを口実に大戦争に発展させたものです。このようなことが、この日本でも起こり得るのがこれらの法律です。特にこの国民保護法は、政府が武力攻撃があったときに発動するものですが、

米軍の先制攻撃の場合、周辺で紛争が起きたときでもアメリカの武力攻撃に日本が参加するという事態が起きてきます。だから、この法律は逆にアジアを中心とする周辺国に敵対意識を高めることにもなると思われまふ。そうならないように、そうしないように、国連加盟国として国連憲章が話し合ひで解決するように決めていることを守ることや、私たちの日本国憲法では、さらに進めて一切の戦力も持たないし、絶対に戦争には参加しないと決めているわけです。それをきちんと守り抜く姿勢を貫くことが大事なのです。どこも攻めてくる国があるはずもないのに、この国民保護法や国民保護計画などが出てきたことは本当におかしなことです。戦争が起こる誘因をつくるのでなく、世界に誇る日本国憲法をかざして国連中心の徹底した平和外交を進めることこそ、アジアの信頼を勝ち取り、戦争を起こさない道筋になるのではないのでしょうか。こんなに重大な法律のことをこれだけの時間で討論しなければならぬことに強い疑問も抱きますけれども、この法律に関連する協議会設置条例案及び対策本部設置条例案、そして関連する補正予算案にはそれこそ断固として反対をします。さらに、総務財政常任委員会では不採択になった陳情第75号の不採択にも反対を表明します。議員各位におかれましても、世界に誇れる憲法のもと、これらの条例案は必要ないという立場で、私の討論に賛意を表明していただきますようお願いもして、討論を終わります。(降壇)

○議長(伊藤 毅君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤 毅君) これにて、討論を終結いたします。

これより、以上2件を一括して、起立により採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤 毅君) 起立多数であります。

よって、以上2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(伊藤 毅君) 次に、議案第102号から同第106号までの、以上5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤 毅君) なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤 毅君) なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上5件を一括して採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本5件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第107号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。48番、岩澤鉄美君。

〔48番 岩澤鉄美君 登壇〕

○48番（岩澤鉄美君） 日本共産党の岩澤鉄美です。日本共産党を代表して議案第107号 平成18年度大館市一般会計補正予算（第2号）案に反対の立場で討論します。反対の理由は3つです。第1は国民保護協議会委員の報酬の予算措置です。これについては、議案第98号・同第99号にかかわる笹島議員の反対討論と同じ趣旨で反対です。第2は学校評価システム構築事業です。19日の教育産業常任委員会の論議で、この学校評価システム構築事業は、この2年間の研究で学校を評価するシステムをつくることが明らかになりました。つまり、今後このシステムを使って学校の評価を進めていくわけです。学校評価は、この20年来政府が進めてきた市場原理と管理を教育に持ち込み、競争を一層激しくする教育改革や教育構造改革路線と憲法第9条改悪や教育基本法の改悪につながる重要なシステムの一つと考えています。文部科学省は2003年度に教員評価の研究調査費を全部の都道府県・政令都市を対象に予算化しましたが、このことで東京・大阪など一部の地域で突出して行われていた教員評価が一気に全国に広がりました。東京では評価結果で賃金に格差がつけられ、また大阪では試験的实施から本格的実施へと教員評価が厳しく求められています。また、2006年度には学校評価についての調査研究費を予算化しましたが、既に京都では学校評価と教員評価の二重の管理強化が進められています。京都府教育委員会は「目標管理による管理」だと言って、二重の管理であることをみずからあからさまに述べています。安倍自民党新総裁は、教育基本法改悪を最優先の課題と位置づけて、それと一体のものとして教育改革と称する教育制度の諸改悪を押しつけようとしています。「だめな教師はやめていただく」とか「国の監査官が学校の管理運営・生徒指導の状況の評価して、問題校は文部科学省が教職員の入れかえや民営への移管を命ずる、こうした学校評価制度を導入する」とまで言っています。時の政府の言いなりになる教員と学校をつくるために、言いなりになっているかどうかを教育行政を使って判定させ、目標の達成度合いで教職員と学

校をランクづけして競争をあおる意図が明確です。ある先生は、「外部評価員が、教育内容を含めた学校の内部評価は決してできない」とまで断言しています。国づくりと教育はいつの時代でも深く結びついています。この学校評価は、どの子供も学校の主人公として、また市民としての基本的学力・体力・市民道徳を身につけることを保障するという公教育の原点を守ることとはできないと考えます。第3は老人保健特別会計繰出金です。これは、ことし6月、自民・公明が強行成立させた医療改悪法に基づき、2008年4月からスタートする75歳以上の高齢者を対象にした新たな医療制度である後期高齢者医療制度にかかわって、その運営主体となる全県一本の広域連合を設立するための準備負担金です。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方すべてが、現在加入している国民健康保険や組合保険から脱退させられます。また、扶養家族からも外され、独立したこの保険制度に加入しなければなりません。保険料が高齢者の数の増大に応じて自動的に引き上げられ、年金天引き方式などで徴収されます。保険料を滞納すれば保険証は取り上げられます。また、診療報酬が他の世代と別建てにされて引き下げされます。このことで手抜き診療が行われれば、保険料は取られて必要な医療が受けられないという事態になりかねません。また、広域連合議会の議員が、首長や助役で占められることで住民が運営に参加することが困難になるばかりか、国には助言に名を借りた介入や財政調整交付金を使った大きな指導権限が与えられています。その一方で、市町村には広域連合脱退が認められず、「地方自治の建前に反する」という指摘さえあります。こうした多くの問題のあることに市民の大事な税金を使うことは、とても賛成できるものではありません。なお、後に議題となる議案第109号 平成18年度大館市老人保健特別会計補正予算（第2号）案についても、この討論の3点目の趣旨で反対することをつけ加えて反対討論を終わります。（降壇）

○議長（伊藤 毅君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） これにて討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 毅君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、議案第108号及び同第110号から同第118号までの、以上10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。
これより、以上10件を一括して採決いたします。
本10件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。
本10件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。
よって、以上10件は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 議長（伊藤 毅君） 次に、議案第109号を議題といたします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。
これより、本件を起立により採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（伊藤 毅君） 起立多数であります。
よって、本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 議長（伊藤 毅君） 次に、請願第15号、同第16号、陳情第14号、同第62号から同第64号まで、同第74号及び同第84号の、以上8件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、以上8件を一括して採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は、いずれも採択であります。

本8件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上8件は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長（伊藤 毅君） 次に、陳情第75号を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 毅君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長（伊藤 毅君） 以上で、報告事件の審議は全部終了いたしました。

○59番（武田彰允君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 議事進行ですか。59番。

○59番（武田彰允君） 委員長報告の継続審査ということに、閉会中の継続審査ということにお尋ねしたいんですよ、委員長に。

○議長（伊藤 毅君） どの委員長、何委員長ですか。

○59番（武田彰允君） 教産委員長。

○議長（伊藤 毅君） 委員長報告に対する質疑の時間は過ぎておりますので。終わっておりますので。

○59番（武田彰允君） 委員長に対して、全然質疑する間がないわけですよ。

○議長（伊藤 毅君） 質疑の時間は、議長からありませんかとお聞きしております。そのときに、ないということで終わっております。続けます。

日程第3 決算の上程

○議長（伊藤 毅君） 日程第3、決算の上程を行います。

認定第1号から同第4号の、以上4件を一括上程いたします。

提出者の説明を求めます。

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいま上程されました企業会計の決算につきまして、御説明申し上げます。

認定第1号は、平成17年度大館市水道事業会計決算の認定についてであります。平成17年度は、合併に伴い1市2町の水道事業を統合した初の決算となっております。決算の概要について、上水道事業と簡易水道事業の合計で御説明申し上げます。初めに、収益的収入及び支出についてであります。収入総額は13億8,213万1,647円で、前年度と比較して2億5,455万8,281円の増額となっております。内容は営業収益が12億3,662万227円で、主なものは給水収益の11億9,719万8,443円です。また、営業外収益は1億4,550万5,357円で、主なものは他会計補助金の7,160万2,000円です。次に、支出であります。費用総額は12億8,997万5,357円で、前年度と比較して3億847万8,553円の増額となっております。このうち営業費用が9億6,629万8,131円で、主なものは減価償却費の4億21万5,216円、職員給与費の2億7,421万448円、委託料の6,113万7,652円です。また、営業外費用は3億1,803万3,490円で、主なものは企業債利息の2億3,968万1,790円です。この結果、税引き後で5,350万6,516円の単年度純利益を計上しております。次に、資金的収入及び支出についてであります。収入総額は9億3,244万5,098円で、主なものは企業債の6億140万円、国庫補助金の2億1,125万円、出資金の7,909万7,000円です。次に、支出であります。支出総額は15億9,194万9,977円で、内訳は建設改良費の11億2,767万6,403円と企業債償還金の4億6,393万3,574円です。この結果、資金的収支における不足額が6億5,950万4,879円となりますが、これを過年度損益勘定留保資金等で補てんしております。以上が、水道事業会計決算の概要であります。

認定第2号は、平成17年度大館市工業用水道事業会計決算の認定についてであります。決算の概要について、第1工業用水道事業と第2工業用水道事業の合計で御説明申し上げます。初めに、収益的収入及び支出についてであります。収入総額は4,378万7,704円で、前年度と比較して135万5,608円の減額となっております。内容は営業収益が2,362万4,155円で、主なものは給水収益の2,348万9,905円です。また、営業外収益は2,016万3,549円で、主なものは他会計補助金の2,014万円です。次に、支出であります。費用総額は4,061万5,082円で、前年度と比較して66万8,198円の減額となっております。このうち、営業費用が3,033万4,787円で、主なものは減価償却費の1,991万5,252円、職員給与費の375万1,084円、動力費の371万460円です。また、営業外費用は1,028万295円で、主なものは企業債利息の964万1,795円です。この結果、税引き後で298万9,792円の単年度純利益を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入はありませんので、支出についてありますが、支出総額は1,557万8,891円で、内訳は建設改良費の383万9,430円、企業債償還金の1,173万9,461円であります。この結果、資本的収支における不足額が支出総額と同額となりますが、これを過年度損益勘定留保資金等で補てんしております。以上が、工業用水道事業会計決算の概要であります。

認定第3号は、平成17年度大館市下水道事業会計決算の認定についてであります。平成17年度は、合併に伴い1市2町の下水道事業を統合した初の決算となっております。決算の概要について、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の合計で御説明申し上げます。初めに、収益的収入及び支出についてありますが、収入総額は11億5,757万4,223円であります。内容は営業収益が3億6,271万6,626円で、主なものは下水道使用料の3億5,589万126円であります。また、営業外収益は7億8,553万5,560円で、主なものは他会計補助金の7億6,073万9,000円あります。次に、支出であります。費用総額は12億7,596万7,111円あります。このうち、営業費用が8億367万142円で、主なものは減価償却費の4億308万2,489円、職員給与費の9,156万9,293円、委託料の2,122万2,600円あります。また、営業外費用は4億7,061万4,219円で、主なものは企業債利息の4億7,061万2,960円あります。この結果、税引き後で1億4,631万5,439円の単年度純損失を計上しております。次に、資本的収入及び支出についてありますが、収入総額は11億7,774万6,680円で、主なものは企業債の6億6,910万円、国庫補助金の2億5,000万円、出資金の1億8,500万2,000円あります。次に、支出であります。支出総額は16億7,556万6,532円で、内訳は建設改良費の9億2,383万1,695円と企業債償還金の7億5,173万4,837円あります。この結果、資本的収支における不足額が4億9,781万9,852円となりますが、これを当年度損益勘定留保資金等で補てんしております。以上が、下水道事業会計決算の概要であります。

認定第4号は、平成17年度大館市病院事業会計決算の認定についてであります。平成17年度決算は、合併に伴い市立総合病院と市立扇田病院の決算を合算した内容となっております。初めに、収益的収入及び支出であります。収入総額は84億460万1,767円、費用総額は87億6,329万4,443円で、3億5,869万2,676円の単年度純損失を計上しております。病院ごとの収支の内訳は、まず収益では、総合病院が70億4,361万1,329円で、前年度と比較して3億1,450万5,131円の減額となっており、扇田病院が13億6,099万438円となっております。費用では、総合病院が73億9,628万9,247円で、前年度と比較し1億1,193万4,829円の増額となっており、扇田病院が13億6,700万5,196円となっております。この結果、総合病院が3億5,267万7,918円の純損失を、扇田病院が601万4,758円の純損失を計上しております。収益の主な内訳は、医業収益では、総合病院が67億8,423万9,178円、扇田病院が12億6,732万2,137円で、合計80億5,156万1,315円となっており、医業外収益では、総合病院が2億5,622万2,739円、扇田病院が9,366万8,101円で、合計3億4,989万840円となっております。また、費用の主な内訳は、給与費・材料費・減

価償却費などの医業費用が、総合病院で71億4,474万7,016円、扇田病院で12億6,588万7,827円、合計84億1,063万4,843円となっており、支払利息などの医業外費用は、総合病院が2億4,823万9,274円、扇田病院が9,755万3,426円、合計3億4,579万2,700円となっております。次に、資本的収入及び支出であります。収入総額は、企業債や他会計負担金などで、総合病院が7億7,528万2,000円、扇田病院が8,785万1,000円、合計8億6,313万3,000円となっております。一方、支出では、総合病院が病院増改築事業や医療機器等整備事業などの建設改良費、企業債償還金で9億7,674万849円、扇田病院が1億5,249万1,172円、合計11億2,923万2,021円となっております。この結果、資本的収支における不足額2億6,609万9,021円につきましては、過年度損益勘定留保資金等で補てんしております。以上が病院事業会計決算の概要であります。今後も、総合病院及び扇田病院が連携し、職員一丸となって収入増と経費節減に取り組み、経営の健全化を図るとともに、医療安全の推進、療養環境の向上、最新医療機器の整備、病院増改築事業の推進など、病院機能の向上と医療サービスの充実に努めてまいります。

以上であります。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○議長(伊藤 毅君) これよりただいま上程、説明ありました決算に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤 毅君) なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第4 決算特別委員会の設置と委員の選任

○議長(伊藤 毅君) 日程第4、決算特別委員会の設置と委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号から同第4号までの各事業会計決算につきましては、委員15名をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置し、これに閉会中の継続審査を付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤 毅君) 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号から同第4号までの以上4件は委員15名をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置し、これに閉会中の継続審査を付託することに決しました。

さらにお諮りいたします。

ただいま設置されました企業会計決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、当該特別委員会の委員はお手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決しました。

企業会計決算特別委員会委員選任名簿

企業会計決算特別委員会（定数15）

| | |
|---------------|--------------|
| 虻川久崇君（平成会） | 藤田勇悦君（平成会） |
| 斎藤一君（平成会） | 武田一俊君（いぶき21） |
| 花田タマ子君（いぶき21） | 田村秀雄君（新生クラブ） |
| 岸義定君（清政クラブ） | 畠山秀義君（清政クラブ） |
| 佐藤健一君（清池会） | 松田精樹君（明政会） |
| 羽澤一君（日本共産党） | 立石由紀君（日本共産党） |
| 岩谷政美君（市民クラブ） | 岩渕吉三郎君（明政会） |
| 佐々木公司君（無所属） | |

日程第5 意見書案の上程

○議長（伊藤 毅君） 日程第5、意見書案の上程を行います。

意見書案第9号から同第13号の、以上5件を一括上程いたします。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました意見書案5件は、所定の手続を省略し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案5件は、直ちに議題とすることに決しました。

○議長（伊藤 毅君） **意見書案第9号** 国民生活金融公庫大館支店の存立確保を求める意見書の提出について、**同第10号** 年金の改悪を中止し、安心できる年金制度の確立を求める意見書の提出について、**同第11号** 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書の提出について、**同第12号** 社会保障制度の充実と最低保障年金制度創設を求める意見書の提出について、**同第13号** 集配局の廃止再編計画に反対する意見書の提出についての以上5件を一括議題といたします。

これより質疑・討論に入ります。質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） なしと認め、質疑・討論を終結いたします。

これより、以上5件を採決いたします。

本5件は、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、以上5件は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の処理については、議長に一任願います。

日程第6 閉会中審査事件の付託

○議長（伊藤 毅君） 日程第6、閉会中審査事件の付託を議題といたします。

各委員長から、目下、各委員会で審査中の請願3件、陳情8件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のあった請願・陳情合わせて11件は、お手元に配付してあります閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 毅君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中審査事件付託表のとおり、それぞれ各委員会に閉会中の継続審査を付託することに決しました。

閉 会 中 審 査 事 件 付 託 表

| 番 号 | 件 名 | 付託委員会 |
|-----------|-----------------------------|--------------|
| 認定 第 1 号 | 平成17年度大館市水道事業会計決算の認定について | 企業会計 決算特委 |
| 〃 第 2 号 | 平成17年度大館市工業用水道事業会計決算の認定について | 〃 |
| 〃 第 3 号 | 平成17年度大館市下水道事業会計決算の認定について | 〃 |
| 〃 第 4 号 | 平成17年度大館市病院事業会計決算の認定について | 〃 |
| 請願 第 10 号 | 小泉分館早期改築について | 教 産 委 |
| 〃 第 12 号 | 北地区の消防防災施設・設備の充実について | 総 財 委 |
| 〃 第 14 号 | 市道笹館線2号線・3号線の拡幅改良について | 建 水 委 |

| | | |
|----------|-------------------------------------------------|-------|
| 陳情 第 2 号 | 東台地区支援センター（仮称）建設について | 教 産 委 |
| 〃 第 5 号 | 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の提出要請について | 〃 |
| 〃 第 12 号 | 市道大森粕田線の拡幅について | 建 水 委 |
| 〃 第 28 号 | J R 不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出要請について | 教 産 委 |
| 〃 第 34 号 | 教育基本法を学校や社会に生かす意見書の提出要請について | 〃 |
| 〃 第 45 号 | 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書の提出要請について | 〃 |
| 〃 第 82 号 | 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書の提出要請について | 総 財 委 |
| 〃 第 83 号 | 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める意見書の提出要請について | 厚 生 委 |

○議長（伊藤 毅君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成18年9月大館市議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時 56 分 閉 会

平成18年9月22日

大館市議会 議 長

署名議員 32 番

署名議員 33 番

署名議員 34 番